

## 令和6年第10回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和6年11月26日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	11月26日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	11月26日 10時41分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
			8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
			11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員	2	知 念 邦 夫 議員	5	虻 江 修 議員
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	教 育 長	玉城洋之君	総務課長	島袋英樹君
	福祉課長	島袋裕次君	住民課長	平敷兼清君
	会計管理者	玉城睦美君	農林水産課長	浦崎 悟君
	企画課長	新保礼人君	建設課長	西江 忍君
	建設課参事	知念利次君	教育行政課長	新城米広君
	商工観光課長	金城幸人君	公営企業課長	玉城正朝君
	医療保健課長	万寿祥久君	農業委員会事務局長	知念浩司君
総務課長補佐	古堅裕喜君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 令和6年第10回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年11月26日（火）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（7番島袋 勉議員・8番島袋義範議員）
第2		会期の決定
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	承認第3号	専決処分した令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて
第6	議案第62号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第63号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第64号	令和6年度伊江村一般会計補正予算（第7号）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまより、令和6年第10回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 島袋 勉議員、8番 島袋義範議員を指名します。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張等について、報告します。

9月20日、健康長寿おきなわ復活県民会議が那覇市の中小企業振興会館で開催され、出席しました。

9月25日、今帰仁村の家畜セリ市場にて令和6年度北部地区畜産共進会が開催され、経済・公営企業常任委員とともに、伊江村代表の畜主を激励しました。

10月7日、町村議会議長会理事会・総会へ出席し、任期満了による役員改選が行われ、会長を退任しました。この2年間、会長という役職を仰せつかり、本村議会だけでなく、沖縄県町村議会の代表として、沖縄振興審議会に出席するなど貴重な経験をすることができました。これも支えてくださった副議長をはじめ村議会議員の皆さま、村長をはじめ執行部の皆さんのおかげです。ありがとうございました。

また、令和8年10月6日までの2年間、町村議会議長会の副会長に就任しました。引き続き、町村議会議長会の神谷たか子会長とともに町村議会議長会を支えてまいります。

10月8日、那覇市の自治会館にて、離島振興市町村議会議長会研修会、9日那覇市のモーリアクラシック那覇にて町村議会議長会議員・事務局職員研修会へ議員とともに出席しました。

10月15日から18日にかけて、経済・公営企業常任委員会所管事務調査を実施し、経済・公営企業常任委員、事務局をはじめ沖縄県から伊江駐在普及員、執行部から農林水産課長、営農担当が同行し、恩納村、糸満市、茨城県、東京都を調査しました。

10月23日、北部広域市町村圏事務組合議会第64回臨時会が名護市の北部会館で開催され、出席しました。

10月31日、第9回伊江村議会臨時会において、全会一致で可決した米兵による道路交通法違反（飲酒運転）に対する意見書を那覇市の外務省沖縄事務所において宮川学沖縄特命全権大使、嘉手納町の沖縄防衛局において伊藤晋哉沖縄防衛局長に対し、村長とともに副議長、総務委員長をはじめ議員7名で手交しました。

11月13日、第68回町村議会議長会全国大会が東京都渋谷区のNHKホールで開催され、出席しました。

11月20日から22日にかけて、総務常任委員会所管事務調査を実施し、総務常任委員、事務局をはじめ執行部からは住民課長、企画課長が同行し、竹富町、与那国町を調査しました。

これで、諸般の報告を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

令和6年第10回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、御出席を賜り感謝申し上げます。それでは行政報告を申し上げます。途中、議長との報告と重なるところがありますので、そこは割愛させていただきます。

1 点目、令和6年度第48回北部地区畜産共進会、並びに第50回沖縄県畜産共進会について。9月25日、第48回北部地区畜産共進会へ本村から6頭を出品し、うち3頭が北部地区代表牛として選抜され、11月3日、南部家畜市場にて開催された第50回沖縄県畜産共進会へ出品しました。若雌1 類部門で東江前区の友寄瑛二氏の出品牛が優秀賞4席に輝いております。今後とも和牛改良の推進を目指し、生産者をはじめ、JA、和牛改良組合、畜産青年部会と連携し、関係機関一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

2 点目に、第67回沖縄県社会福祉大会における表彰について、10月9日、沖縄コンベンションセンターで開催された「沖縄県社会福祉大会」において、村社会福祉協議会の友寄佑吉会長が永年勤続功労者として、沖縄県社会福祉大会会長賞を受賞しました。友寄会長は、評議員を8年8か月、理事8年、会長職を2019年から5年4か月、計22年余にわたる活動の功績が認められました。引き続き、本村社会福祉の向上に御尽力賜るよう祈念申し上げます。

また平成5年から30年にわたりチャリティーなつメロの夕べに出演しております「うるま市歌謡友の会」（知念恒夫会長）が沖縄県知事賞を受賞しております。同会は、無償ボランティアとしてなつメロの夕べに出演し、チケットの売上金全てを村社協に贈呈され、これまでの総額は1,200万円余の多額の寄附となり、福祉車両やカラオケ機器の購入などに活用されてきました。長きにわたる奉仕思想と福祉活動に深甚なる敬意を表し、ますますの御活躍を祈念申し上げたいと思います。

3 点目に、米兵による車両事故及び再発防止に関する抗議要請について、10月30日の事故並びに抗議要請について、31日に村議会とともに行っております。その後11月13日に、在沖米海兵隊基地司令部の海兵隊基地司令部大佐等が伊江村役場を訪れ、今回の事故について「今回の事故について伊江村に対して不安にさせたことを大変申し訳なく思っています。」と謝罪の言葉がありました。村といたしましては、さきに要請した内容を直接、大佐らに対しても要請いたしました。特にゲートにおけるアルコールチェックの徹底、そして村駐在のガードマンの増員について、強く要請をしたところでございます。村といたしましては、村民の生命と財産を守る立場から、今後同様な事故が発生しないよう関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

4 点目に、黒糖工場の安全祈願並びに火入れ式について、11月8日に、令和6年度、令和7年期の製糖操業に向けた今期製糖の安全を祈願した火入れ式が黒糖工場において行われました。

今期操業計画は、原料搬入及び圧縮が令和6年12月1日から開始され、製糖終了が令和7年3月31日までと計画されております。なお、今期の製糖計画は、収穫面積88.99ヘクタール、生産量は6,615トンの予定となっております。

5 点目に、伊江村農家組合「畑（ばる）シンカ」の設立について、11月11日、東江前公民館において、村内の若手生産者8名、平均年齢が37歳による農家生産組合が設立をされました。組合の名称を「畑シンカ」として、農産物に関する所得安定化に必要な事業の推進や、農業生産基盤の確立を目的とし、初代組合長には、発起人である東江前区の永濱頌太（ながはましょうた）氏が就任をいたしております。

今後の活動計画として、島らっきょう栽培を中心に、生産技術の確立、販路開拓、安定供給を図るための共同利用機械の導入が計画をされております。組織化による農業経営のリスク分散が図られ村農業振興の更

なる発展に寄与することを期待しております。

続きまして、「国頭村比地地区の災害現場復旧ボランティア」への職員派遣について、11月9日未明からの記録的な豪雨により、本島北部地域での河川の氾濫や土砂崩れ、断水などの災害が発生しました。特に国頭村比地地区では、比地川が氾濫し、多くの家屋に浸水被害が発生したことから、本村男子職員7名を現地に派遣し、11月14日に復旧作業の支援を実施しております。

派遣した職員によりますと、被害は甚大で、被災した住民の方々の精神的、身体的な疲労は色濃く、完全復旧までまだ時間を要するとの報告を受けております。今回の災害を対岸の火事とすることなく、本村においても被害が拡大する前の住民への情報伝達、避難所の運営や被害の最小化などを図るための防災体制の構築など、改めて深く考える機会となっております。被災地の1日も早い復旧、復興を心から祈念をいたします。

続きまして、「離島フェア2024」が11月15日から17日まで、那覇市の沖縄セルラーパーク那覇で開催をされております。今回で36回目を迎え、奄美からの参加を含む78事業者が各地の特産品など約650品目が販売されました。伊江村からは特産品販売の6店舗、離島食堂に1店舗が出展をいたしております。

優良特産品の工芸部門において、地域おこし協力隊の田仁省吾さんが制作したハイビスカス繊維から作った糸の手織りキーホルダーが特別賞を受賞。また、アダン葉帽子の編み技術の普及に取り組む屋嘉比りささんが、島おこし奨励賞を受賞いたしております。また、絵画コンクールにおいて、伊江中学校1年生の屋宜美海（みう）さんが奨励賞に輝きました。伝統芸能ステージにおいては、東江上区が民俗芸能3点を披露し、会場を盛り上げていただきました。

離島フェアに出展並びに芸能公演をしていただきました関係者に対し、敬意と感謝を申し上げます。なお、会場の様子を写真でまとめておりますので、お手元に配付した資料を御覧いただきたいと思います。なお今回の入場者数ですが、昨年度より3,128人、やはり天気の影響で少なくなっておりまして、合計で12万8,872人の入場者ということで報告を受けております。

児童生徒等の活躍状況について、児童生徒のスポーツ、文化面での活躍状況については、お手元に配付してあります資料のとおりであります。後ほど、御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思っております。なお、去った土日に行われました北部地区の中学校のバレーボール大会で、女子バレー部が優勝をしているという報告を受けております。

次に、建設事業の執行状況報告について、令和6年9月10日、定例会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、工事5件、業務7件、合計12件を執行しておりますので報告をいたします。

私の、村長の県外出張についてですが、10月22日、千葉県で開催された全国土地改良大会が開催されました。沖縄県土地改良事業団体連合会の役員として出席をいたしました。続く10月24日には、東京都で全国漁港・漁場大会が開催され、職員とともに出席をいたしました。

また11月19日から21日まで、全国町村長大会が東京都内で開催され出席をいたしました。19日の午前には、内閣府に伊藤良孝沖縄担当大臣を訪問し、北部振興事業への要請を12市町村長とともに要請を行っております。午後には、北部地区の土地連（軍用地等地主会）とともに防衛省を訪ね、借地料の増額要請を行っております。

最後に、職員の飲酒運転の逮捕についてです。11月17日日曜日、午前7時過ぎ、沖縄市内の市道で、本村職員が酒気帯び運転で現行犯逮捕されました。本来、法を守る立場にある公務員が絶対にしてはならない「未成年の飲酒」及び酒気帯び運転をしたことを厳粛に受け止め深く反省をしております。村民の皆さんに対しまして、深くお詫びを申し上げたいと思っております。

これまで職員に対しても、道路交通法の遵守、公務員としての社会的責任を折に触れて注意喚起してまい

りましたが、このような事態が起こってしまい誠に遺憾でございます。今回の事案を真摯に受け止め、公務員の自覚を強く促すとともに、改めて法令遵守と服務規律の徹底を図り、村民皆さんの信頼回復に向け職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところであります。誠に申し訳なく思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 承認第3号 専決処分した令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

承認第3号 専決処分した令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしまして、衆議院解散に伴う令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙の執行に伴い、同選挙に関する執行経費を予算措置するため、補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年10月1日付、専決処分をいたしましたので、承認を求めたく提案をするものでございます。

令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。お手元にあります令和6年度一般会計補正予算書をお開きいただきたいと思います。

令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）について、次のとおり定めたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,991万5,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、事項別明細書をもって、総務課長から説明させますので、御審議方よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは事項別明細書、歳入歳出1ページをお願いします。17款3項1目総務費県委託金267万4,000円は、衆議院議員選挙事務委託金となっております。

次の歳出1ページをお願いいたします。2款4項6目衆議院議員選挙費267万4,000円の計上は、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、前回の衆議院選挙の実績を勘案し計上してございます。

以上で、承認第3号 専決処分した令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています承認第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分した令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第3号 専決処分した令和6年度伊江村一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、原案のとおり承認されました。

---

### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6. 議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

### ○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

提案理由といたしましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、本条例の一部を改正する必要がある。というのが本条例案を提出する理由でございます。

沖縄県人事委員会の給与勧告の基本的な考えとしましては、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、並びに国及び他の都道府県の給与の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適用するよう職員の給与について、報告及び勧告を実施しております。

今回の給与改定の主な内容といたしましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の引き上げ、期末、勤勉手当の支給率の改正を行うものとなっております。なお詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

### ○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元にお配りいたしました資料の令和6年度伊江村の給与改定のイメージ図を御覧ください。イメージ図で、主な改正内容について、まず御説明させていただきたいと思っております。上段枠の国・県の勧告のポイントを記載してございますが、沖縄県人事委員会が沖縄県に対し、10月18日に勧告した職員の給与に関する報告及び勧告で、民間給与との比較を調査した結果、職員給与が民間給与を下回っていることから1点目、月例給については、公民格差、一人当たり平均9,752円（2.76%）を解消するために引上げることにしております。初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げる改正内容となっております。

2点目の期末勤勉手当、いわゆるボーナスにつきましては、職員の支給月数が民間の支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう年間の支給月数を0.10月分引き上げて、年間の支給月数を4.60月分とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等0.05月分ずつ配分する改正内容となっております。

点線の下枠については、令和6年度給与改定に伴う遡及状況の表となっており、令和6年4月1日から

遡及対象職員総数が、行政職106人、医療職21人、海事職19人で、計146人でございます。

勧告のポイント、1点目で申し上げたとおり、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げる改正内容でございます。

それでは条例の改正について、御説明させていただきます。条例の説明につきましては、資料の新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表の1ページをお開きください。第20条中第2項中「100分の122.5を」「6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の127.5をそれぞれに」に改め、第21条第2項中「100分の102.5を」を「6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の107.5をそれぞれに」に改める。

別表第1、第4条関係及び別表第2、第4条関係を、別紙のとおり改める内容となっております。別表第1の行政職給料表は、1ページから11ページまで。別表第2の医療職給料表は、11ページから29ページまでとなっております。下線、アンダーラインが給与月額の変定になるということでございます。例を挙げますと、2ページ目の右側の改正前の1級1号「16万2,100円」が、改正後の1級1号では「18万3,500円」に改正されます。

続きまして、新旧対照表30ページをお願いします。第20条第2項中、「6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の127.5をそれぞれに」を「100分の125を」に改める。第21条第2項中、「6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の107.5をそれぞれに」を「100分の105を」に改める。という改正を行っております。この第2条の改正につきましては、年間の期末手当及び勤勉手当、合計の100分の460を6月期、12月期に均等に配分する改正でございます。

なお附則といたしまして、第1項で施行期日について規定しており、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は、令和7年4月1日から施行すると定めております。

第2項では、給与条例の規定は、令和6年4月1日から遡及適用を規定し、第3項において、給与の内払について規定しており、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の伊江村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。改正前に支給された給与は、改正後の規定の内払とみなし、改正後は遡及してその差額を支給するための規定でございます。

第4項では、規則への委任を規定してございます。なお、本条例の改正に伴い、事前に給与改定につきましては、事前に職員労働組合役員に説明を行い了承を得ての今回の提案でございます。

以上で、議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7. 議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、国、県の人事院勧告等に基づいて、伊江村職員の給料表の改正に準じ、本条例の適用を受ける会計年度任用職員の給与及び費用弁償についても同様に改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例内容について、御説明いたします。

配付しております資料、新旧対照表を御確認ください。別表第3条関係、事務職に従事する者の項、上限月額欄中「18万7,300円」を「21万3,600円」に改め、同表資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者の項、上限月額欄中「22万4,100円」を「24万4,800円」に改め、同表医療業務に従事する者の項、上限月額欄中「25万2,100円」を「27万4,100円」に改め、同表教育業務に従事する者の項、上限月額欄中「22万4,100円」を「24万4,800円」に改め、同表単純な労務又は作業に関する者の項、上限月額欄中「18万1,800円」を「20万7,400円」に改めます。

なお附則において、この条例は、公布の日から施行し令和6年4月1日から適用すると定めております。

なお、別表にて定められている上限月額は、議案第62号で改正の職員、給料表に準じて、会計年度任用職員も改正する内容となっております。事務職に従事する者は、行政職給料表の1級21号給に相当し、資格免許を要する業務及びそれに準じる業務に従事する者は、行政職給料表の2級11号級に相当し、医療業務に従事する者は、医療職（2）給料表の2級30号給に相当し、教育業務に従事する者は、行政職給料表の2級11号給に相当、単純な労務または作業に従事する者は、行政職給料表の1級17号給に相当します。

以上で、議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 議案第64号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第64号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,764万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,755万5,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書をもって各担当課長から説明させますので、御審議方よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは事項別明細書歳入1ページをお願いいたします。20款2項6目地域振興基金繰入金1,764万円の計上は、7款商工費で計上しております。伊江村経済対策商品券配布事業の財源分として計上してございます。

次のページをお願いします。歳出の説明に入りますが、企画費及び2ページ以降の3節職員手当等の計上につきまして、会計年度任用職員の期末勤勉手当は、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、伊江村職員の給与に関する条例、第20条及び第21条に準用すると明記されていることから、先ほど可決いただきました議案第62号の期末勤勉手当の支給率で計算したところ、予算に不足が生ずるために、今回補正計上してございます。よって3節職員手当等における款ごとの説明は割愛させていただきます。2款1項4目財産管理費114万8,000円の減額は、本補正予算の財源調整分として計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

歳出3ページ、7款1項1目商工総務費2,238万円の増額計上です。10節から18節までタッチゅん商品券の配布にかかる費用となっております。10節は商品券や引き換えはがきの印刷代、11節ははがきの郵送代、13節は受付管理システムの使用料、18節は1人5,000円分の商品券、全村民分となっております。なお対象者は、11月1日時点の人口で4,272人となっております。またタッチゅん商品券につきましては、12月16日から18日まで配付を行いまして、使用期限は来年の1月31日までとなっております。2目商工振興費411万

1,000円の減額です。12節委託料は、当初村民向けの商品券の販売を検討しておりましたが、今回村民にはタッチゅん商品券を配布することとなりましたので474万円を減額してございます。

以上で、議案第64号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第7号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 令和6年度伊江村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次にお諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第10回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時41分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（7番） 島 袋 勉

署名議員（8番） 島 袋 義 範